

施設使用要領

平成	2年	11月	5日	制定
平成	11年	6月	24日	改正
平成	16年	4月	7日	改正
平成	18年	4月	3日	改正
平成	19年	4月	3日	改正
平成	21年	4月	1日	改正
平成	22年	4月	1日	改正
平成	22年	6月	8日	改正
平成	23年	4月	1日	改正
平成	24年	4月	1日	改正
平成	26年	4月	1日	改正
平成	31年	4月	1日	改正
令和	元年	10月	1日	改正
令和	3年	4月	1日	改正
令和	5年	4月	1日	改正
令和	6年	4月	1日	改正

◎宿泊専有・日帰り専有・当日予約利用個人料金・日帰り参加料金とは

- ・宿泊専有とは、泊を伴い施設を専有して利用する場合を言う。
- ・日帰り専有とは、泊を伴わず施設を予約し専有して利用する場合を言う。
- ・当日予約利用個人料金とは、施設を専有利用することなく、当日予約で利用する場合を言う。
- ・日帰り参加料金とは、宿泊専有団体以外に日帰り利用者が利用する場合を言う。

1. 宿泊室利用

(1) 予約について

- ① 利用日1年前の1日（午前8時30分）より受付を開始する。
- ② 学校団体宿泊研修・公共団体の主催行事（日帰りも含む）としての施設利用の場合はその限りではない。その時は、行事要項、日程表等の提出を求める。

(2) 変更・キャンセルについて

- ① 利用日当日の1か月前を切ってキャンセルの申し出があった場合は、キャンセル料を徴収する。
- ② 宿泊利用人数の変更は、申込時利用人数の19名減までを言う。20名以上の減もしくは全キャンセルについては、キャンセル料を徴収する。
宿泊利用人数変更は、申込利用人数による

- ③ 宿泊キャンセル料については以下のとおりとする。

キャンセル料	利用日1か月前	30～21日前	20～14日前	13～7日前	6～1日前	当日
宿泊室	0%	10%	15%	20%	30%	100%

(3) その他

- ① 指導員室利用については、原則1団体1部屋とする。
- ② 宿泊定員数は、378名とする。
 宿泊室定員8名×36部屋、指導員室4名×5部屋 = 308名
 大部屋：第1研修室40名 第2研修室30名 = 70名
- ③ 原則、部屋へのチェックインは午後3時から チェックアウトは午前10時までとする。
- ④ チェックアウトの際は、必ず職員の点検を受けてから退室する。
- ⑤ 毎朝、指定された場所を清掃する。

2. スポーツ施設利用

(1) 予約について

- ① 宿泊専有については、利用日1年前の1日（午前8時半）より受付を開始する。
- ② 日帰り専有・個人利用については、利用日1か月前の1日（午前8時半）より受付を開始する。
- ③ 宿泊団体によるスポーツ施設の予約については、200名以上での宿泊に限り、全館貸切で予約することもできる。
- ④ 予約が重なるテニスコート・卓球場等については、施設側で調整し、HP及び事務所外掲示する。（調整受付時間：午前8時半～午前12時まで）

(2) 変更・キャンセルについて

- ① 利用日当日の1か月前を切ってキャンセルの申し出があった場合は、キャンセル料を徴収する。
- ② 天災（警報レベル）時や施設コンディションが安全面を配慮できない場合は、施設の貸出を中止する場合があります。また、その場合はキャンセル料を徴収しない。
- ③ キャンセル料については以下のとおりとする。

キャンセル料	利用日1か月前	30～21日前	20～14日前	13～2日前	前日	当日
スポーツ施設	0%	50%	50%	50%	100%	100%

(3) 利用概要

- ① 利用時間：通常午前8時30分～午後9時 日曜日：午前8時30分～午後5時
- ② 休館日：月曜日（ただし、宿泊団体がいる場合は、開館する。）
- ③ 利用後は清掃を利用前の状態へ戻す。

3. 食堂利用

(1) 予約について

- ① 当センターで受付業務を行う。
- ② 他団体合わせて、10食以上の注文より受付可能とする。
- ③ アレルギー食対応については、1団体専有利用時のみ対応とする。その際、利用者と食堂業者間で直接調整をする。
- ④ 弁当の他施設への配達は、食堂業者に確認をとる。

(2) 変更・キャンセル

- ① 変更・キャンセルについては、必ず当センターを通して行う。
- ② 天災（警報レベル）によるキャンセルについては、原則キャンセル料を徴収しない。
- ③ キャンセル料については以下のとおりとする。

キャンセル料	利用日 1 か月前～8日前	7～前日AM11：59まで	前日AM12:00以降	当日
食事	0%	50%	100%	

- ④ 全キャンセルおよび21食以上のキャンセルについては、食堂業者との協議の上決定する。

4. 使用料の減免について

- (1) 障がい者の団体・個人が施設を利用する場合は、申し出があった場合のみ施設使用料を10%減額することができる。
- (2) みやまスポーツクラブの事業については、利用申請があった場合、50%の減額をする。
- (3) 玉野市の小・中・高校での部活動平日利用については、50%の減額をすることができる。

5. 施設利用について

《体育館》

- (1) 大体育館については、平日の当日予約のみ半面での利用ができる。
- (2) 小体育館の卓球利用については、
 - ① 平日（9：00 から 21：00）の場合は、卓球台料金とする。
 - ② 土日祝日及び専有予約利用の場合は、小体育館の専有料金とする。
 - ③ 卓球室が空いていない場合のみ小体育館を開放する。

《プール》

- (1) コース専有の場合、1コース1時間単位で徴収する。

《キャンプ場》

- (1) 宿泊を伴うキャンプ場利用については、10名以上の利用からとする。
また、利用前日の17：00までに予約連絡をする。

《営利目的》

- (1) 営利目的での施設利用については、公益財団法人の性質上、原則利用はできない。
但し、スポーツに関するイベントについてはその限りではない。

《原状回復》

- (1) 施設利用者は、利用後利用施設を清掃し、原状回復する。
- (2) 施設利用者が施設及び備品の破損・紛失をした場合は弁償することとする。

《特例予約》

- (1) 各種競技団体の本大会及び岡山県・玉野市の主催事業開催により施設予約については、特例として利用日1年前以前より施設を予約することができる。
但しその際のキャンセルについては、団体専有施設料でのキャンセル料が発生する。

6. 遺失物について

- (1) 施設内での遺失物は3ヶ月間保管する。
- (2) 3ヶ月間経過したものについては、当センターで処分する。
但し、問い合わせがあった物については、別途対応をする。